

# 事務局説明資料

平成26年7月17日

# 社会保障制度改革国民会議以降の流れ

## 社会保障制度改革国民会議(H24.11.30:第1回 ⇒ H25.8.6:報告書とりまとめ)

- 社会保障制度改革国民会議(国民会議)は、社会保障制度改革推進法(改革推進法)(※1)に基づき、設置。  
(設置期限:平成25年8月21日)  
(※1)自民党、公明党、民主党の3党合意に基づく議員立法。平成24年8月10日成立、同22日公布。
- 改革推進法に規定された「基本的な考え方」、社会保障4分野(年金、医療、介護、少子化対策)に係る「改革の基本方針」及び3党実務者協議でとりまとめた「検討項目」に基づき、15名の有識者(清家篤会長)が20回にわたり審議。
- 政府は、国民会議における審議の結果等を踏まえて、法律の施行後1年以内(平成25年8月21日まで)に、必要な法制上の措置を講ずることとされた。(改革推進法第4条)  
  
⇒ 「『法制上の措置』の骨子」(H25.8.21:閣議決定)

## 社会保障改革プログラム法(H25.10.15:提出 ⇒ H25.12.5:成立、H25.12.13:公布) (⇒ P2参照)

- 「『法制上の措置』の骨子」に基づき、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示。

## 平成26年の通常国会以降:順次、個別法改正案の提出 (⇒ P3参照)

- 平成26年の通常国会では、医療法・介護保険法等の改正法案、難病・小児慢性特定疾病対策の法案、次世代育成支援対策推進法等の改正法案、雇用保険法の改正法案を提出し、成立。
- 平成27年通常国会には、医療保険制度改革のための法案を提出予定。

# 社会保障改革プログラム法（持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律）

## 【法律の趣旨等】

- 社会保障制度改革国民会議の審議の結果等を踏まえ、「社会保障制度改革推進法第4条の規定に基づく「法制上の措置」の骨子について」を閣議決定（平成25年8月21日）
- この骨子に基づき、「法制上の措置」として、社会保障制度改革の全体像・進め方を明示するものとして提出（平成25年12月5日成立、同13日公布）

## 【法律の主な概要】

### ■ 講ずべき社会保障制度改革の措置等

受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、①改革の検討項目、②改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにするもの

- 少子化対策（既に成立した子ども・子育て関連法、待機児童解消加速化プランの着実な実施 等）
- 医療制度（病床機能報告制度の創設・地域の医療提供体制の構想の策定等による病床機能の分化及び連携、国保の保険者・運営等の在り方の改革、後期高齢者支援金の全面総報酬割、70～74歳の患者負担・高額療養費の見直し、難病対策 等）
- 介護保険制度（地域包括ケアの推進、予防給付の見直し、低所得者の介護保険料の軽減 等）
- 公的年金制度（既に成立した年金関連法の着実な実施、マクロ経済スライドの在り方 等）

※ 医療サービスの提供体制、介護保険制度及び難病対策等については平成26年通常国会に、医療保険制度については平成27年通常国会に、必要な法律案を提出することを目指すものと規定。

### ■ 改革推進体制

上記の措置の円滑な実施を推進するとともに、引き続き、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立するための検討等を行うため、関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部、有識者からなる社会保障制度改革推進会議を設置

### ■ 施行期日

公布日（平成25年12月13日）

（ただし、改革推進本部関連は平成26年1月12日、改革推進会議関連は平成26年6月12日） 2

# 社会保障・税一体改革による社会保障制度改革の実施状況等

○ 昨年成立した社会保障改革プログラム法に沿って、着実に改革を推進。

|        |                       | 平成24年度                    | 平成25年度   | 平成26年度  | 平成27年度                                     | 平成28年度            |
|--------|-----------------------|---------------------------|--|---|--|-------------------|
| 少子化対策  |                       | ○<br><u>子ども・子育て関連3法成立</u> |  | ● ○ → ▲ 施行<br><u>次世代育成支援対策推進法の改正法案提出⇒成立</u><br>● ○ → ▲ 施行<br><u>雇用保険法の改正法案提出⇒成立</u> | ▲ 新制度 施行(予定)<br>▲ 施行                       |                   |
|        |                       |                           | 【予算措置】<br>・待機児童解消加速化プラン<br>・保育緊急確保事業                                   |   |  |                   |
|        | 医療・介護サービスの提供体制、介護保険制度 |                           | ● ○ → ▲ 順次施行<br><u>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案提出⇒成立</u> | 【予算措置】<br>・診療報酬改定<br>・財政支援制度(基金)の創設   | 【予算措置】<br>・介護報酬改定                          | 【予算措置】<br>・診療報酬改定 |
| 医療・介護  | 医療保険制度                |                           |  | 【予算措置】<br>・70～74歳患者負担見直し<br>・高額療養費制度の見直し<br>・国保・後期高齢者医療の低所得者保険料軽減措置の拡充              | ● ○ → ▲ 順次施行<br><u>国保法その他医療保険各法の改正法案提出</u> | 順次施行              |
|        | 難病・小児慢性特定疾病対策         |                           | ● ○ → ▲ 施行<br><u>難病の患者に対する医療等に関する法律案(新法)、児童福祉法の改正法案提出⇒成立</u>           |   |  |                   |
| 公的年金制度 |                       | ○<br><u>年金関連4法成立</u>      | ▲  | ▲<br>〔財政検証〕<br>結果公表   | ▲ 順次施行                                     | ▲                 |

●: 法案提出 ○: 法案成立 ▲: 施行時期

# 社会保障制度改革推進会議について

## 1. 改革推進会議の位置づけ

- 社会保障改革プログラム法に基づき、内閣に設置。(平成26年6月12日より、関連規定を施行。)
- 設置期限は、平成31年1月11日以前(改革推進本部(※)の設置期限以前)の政令で定める日。

(※)関係閣僚からなる社会保障制度改革推進本部は、平成26年1月12日に、内閣に設置。  
設置期限は、設置の日から5年を超えない範囲内で政令で定める日。

## 2. 改革推進会議の役割

### 【社会保障改革プログラム法 関連部分抜粋】

(所掌事務)

第19条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、前章の措置の進捗状況を把握するとともに、社会保障制度改革推進法第2条の基本的な考え方等に基づき、平成37年を展望しつつ、総合的に検討を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 二 内閣総理大臣の諮問に応じ、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革について、社会保障制度改革推進法第2条の基本的な考え方等に基づき、調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること。

- ① 社会保障改革プログラム法に基づく改革の進捗状況の確認
- ② 2025年(平成37年)を展望し、中長期的に受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の総合的な検討
- ③ 総理の諮問に応じ、社会保障制度改革についての調査審議

⇒ 検討結果に基づき、総理に意見。

(関係閣僚からなる改革推進本部が、必要に応じ、改革に関し企画立案等を実施。)

### 3. 改革推進会議の枠組み

#### (1) 委員

- 委員は20名以内(任期は2年、再任可)。

#### 【社会保障改革プログラム法 関連部分抜粋】

(組織)

第20条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第21条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(議長)

第22条 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務)

第23条 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

#### 【社会保障制度改革推進会議令 関連部分抜粋】

(委員の任期)

第1条 社会保障制度改革推進会議(以下「会議」という。)の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議事)

第3条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (2) 専門委員

- 委員とは別に、必要に応じ、専門委員を置くことが可能。(関連する議題の会議のみ出席し、本委員の議論に参加。)

### 【社会保障制度改革推進会議令 関連部分抜粋】

(専門委員)

第2条 会議に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。